

熊本県監査委員が保有する行政文書の管理に関する規程の 一部改正について

1 改正の趣旨

熊本県行政文書等の管理に関する条例第5条第5項に定める行政文書ファイル等について保存期間が満了したときの措置について定めるもの。

2 改正内容

(1) 第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(保存期間満了時の措置)

第5条 条例第5条第5項の保存期間が満了したときの措置は、別表の各項の性質区分欄に掲げる事項に係る行政文書ファイル等について、当該各項の保存期間満了時の措置欄に定める措置とする。

(2) 別表（第2条、第3条関係）を改める。

3 改正点

別添「熊本県監査委員が保有する行政文書の管理に関する規程新旧対照表」のとおり